

令和４年度 愛知の農業委員会活動活性化運動 推進要領

今回の改正のポイント

- 「１ 運動の趣旨」について、農業委員会を取り巻く現在の情勢と今後の課題に関する記述をアップデート（「決議」と同様の内容）
- 「２ 重点的取組方針」について、「決議」の内容に即して変更
- 「３ 農業委員会の具体的取組項目」について、データの更新のほか、農水省のガイドライン（令和４年２月２日発出）等に対応し、「決議」で新たに上げた以下の項目の内容を追加
 - ・農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担の明確化 → （１）
 - ・「年度別活動計画」においてガイドラインに即して目標を設定 → （３）
 - ・「地域まるっと中間管理方式」の導入など、農地中間管理事業を通じた農地の集積・集約化の促進 → （５）
 - ・「農地の見守り活動」や「農家への声掛け活動」等の日常活動を「新たな農地利用の最適化」活動の起点として位置付け → （３）
 - ・活動のツールとしてのタブレット端末の活用 → （５）（６）
 - ・「人・農地プラン」の作成・見直しや「目標地図」の作成に向けた地域の話し合いなどを主導 → （５）
 - ・活動の見える化を更に進めるため、現場活動の取組を活動記録簿に記帳し、定期的集計・点検・評価するとともに、その結果を公表 → （３）（９）
- 「４ （一社）愛知県農業会議の具体的取組項目」について、「決議」で新たに上げた項目を中心に（２）の「取組目標」を設定するとともに、（３）の取組事例のテーマに新規項目を追加